テオテラスいで出品者募集要項

■出品者等について

京都府内商工会地域の特産品(加工品・工芸品等)を生産・製造する方で、関係法令その他を順守できる方を基本とします。

(1) 出品者

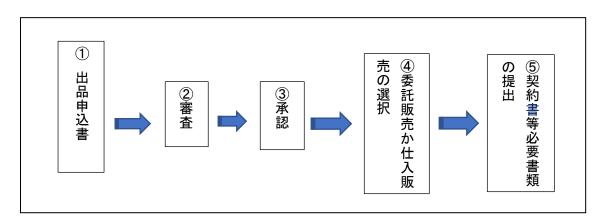
今回募集する出品者は、京都府内商工会に属する若しくは京都府内商工業者と提携し京都府の特産品を生産・製造する個人及び法人又はグループとします。

- (2) 出荷品
 - ① 出品者が生産した安全安心な農林産物等及び製造、開発又は加工した商品であること。
 - ② その他、運営者が認定したもの。

2 申込方法

- (1) 出品申込を希望される方は、出品申込書を提出いただきます。審査承認後、出荷及び委託 販売契約書、その他必要書類を提出いただき、株式会社まちづくり井手と契約を結ばせて いただきます。
- (2) 契約期間は毎年4月から翌年3月までの1年間とし、毎年度更新します。

契約までの流れ



【提出していていただく契約書等必要書類】

- 委託販売契約書
- 出品者申込書
- 個人情報の取り扱いに関する同意書
- その他必要となる書類

■販売及び取引条件について

1 取引条件

(1)委託販売手数料等

① 出荷いただける商品は「加工品その他」として取扱いすることとし、手数料は次のとおりとします。

区分	手数料(税込)
加工品 ・その他	30%

② バーコード等発行費用

商品の表示(品名、生産者名、価格等)は、テオテラスいで指定のバーコードで行うもの とします。

発行費用は次のとおりとなります。

すでに表示ラベル(JANコード)を持っている出品者は、「テオテラスいで」指定のバーコードを利用する必要はありません。

種類	発行(税抜)
値段バーコード	1 円/枚

③ 代金精算日は、毎月月末締めとし、販売手数料・バーコード発行費用・振込手数料等諸費 用を控除した額を翌月末日に振り込みます。なお、1円未満の端数は切り捨てるものとし、 取扱い金融機関が休日の場合は翌営業日となります。

(2) 仕入販売

- ① 出荷いただける商品は仕入れ商品として取扱いすることとし、弊社への仕切値を提示ください。
- ② 代金の支払いは、毎月月末締めとし、振込手数料等諸費用を控除した額を翌月末日に振り 込みます。

2 販売管理

- (1) 運営予定者は、販売委託された商品の管理に十分注意いたします。ただし、万引きや自然災害等、運営予定者の責に帰することのできない理由で発生した損害については、その賠償をいたしません。
- (2) 商品に傷み、劣化、腐敗、安全性の懸念(残留農薬、有害物質汚染等)などの問題がある と運営予定者が判断した場合、その商品を出荷者の了解なしに陳列棚から撤去することがあり ます。
- (3) POS システム

POS システムによる販売管理を行います。POS レジを通過した商品のみを売り上げとして計上し、売り場における万引き・バーコードシールの剥がれ落ちなどによる、商品減耗は店舗の責任としません。

3 出荷・引き取り方法

(1) 営業時間

開店時間 火曜日から日曜日 午前9時~午後4時 定休日 月曜日、年末年始

(2) 商品搬入・陳列・補充

- ① 原則として搬入時間は開店時間の1時間前からとします。
 - (ア)搬入時間:原則 午前8時から正午までの間にお願いします。
 - (イ)追加補充:午前9時~午後5時(随時)
 - (ウ) 商品の持ち込みが困難な場合は、配送業者にて配送ください。 ただし、配送費は出品者のご負担となります。
- ② 商品の陳列は弊社が行います。
- ③ 商品には、バーコードラベルを貼付いたします。JAN コードがある場合は貼付しません。
- ④ 商品の搬入及び引き取りにつきましては、搬入口よりお願いします。
- ⑤ 納入品が多い場合や同一品が多数の場合、売り場スペースの都合上やむを得ず納入制限することがあります。
- ⑥ 委託班場における売上数等の販売状況はメールでお知らせします。
- (7) 仕入販売はその限りではありません。
- (2) 商品の引き取り

「販売期間表(限度日)」を基準とし、保存可能な商品を除き、売れ残った商品の引き取りについては、後日ご連絡をいたします。引取りに掛る配送費は出品者のご負担となります。

4 販売価格について

- (1) 販売価格の最低価格は設定しませんが、10円単位で設定するものとし、他の類似品との価格に著しく均衡を欠く場合、運営予定者は価格の是正、商品の撤去をすることもあります。
- (2) 弊社と出品者が協議の上、値下げ販売を行うことができます。
 - ※ 売価変更について 一度出荷した商品の値引きはできません。(弁当・惣菜・パンなどを除く) 商品の引き取りをした後に、売価を変更して再出荷をすることは可能です。その際は新たにラベルを出していただくことになります。

5 加工品等の品質表示

- (1) 加工品の出荷は品質表示のある場合に限ります。
- ※加工品の販売には、次のような表示が必要です。(食品衛生法)
- 1. 品名
- 2. 原材料名(製品に占める割合の多い順に記載)、調味料、着色保存料
- 3. 原料生産地
- 4. 内容量 (グラム、ミリリットル等の単位を付けて表示)
- 5. 賞味期限または消費期限
- 6. 保存方法(保存温度〇度以下、開封後要冷蔵など)
- 7. 製造者及び販売者 (氏名・住所等、法人名・代表者名)
- 8. 商品によっては、食物アレルギー表示、栄養成分表示が必要です。

(2) PL 法への対応

- ① 加工品は製造物責任法 (PL 法) の対象になります。製造物の欠陥による被害に対し製造者 は責任を負わなければなりません。
- ② 加工品出荷者は、事前に必要書類を提出してください。 製造許可書コピー、PL保険加入証コピー など

7 事故・クレーム

- (1) 販売した商品の事故・クレーム処理については、次のとおりとします。
- ① 事故・クレームに関しては、原則として弊社が対応します。ただし、出品者に明らかな原 因がある場合は、出品者が解決するものとします。
 - ③ 費用請求があった場合は、事故の原因により出品者に負担を求めることがあります。

8 出品停止・契約の抹消

(1) 出荷の停止

次に該当する場合、出品者を出荷停止にすることがあります。なお、出品停止期間は出荷者が改善策を提示し、弊社が承認するまでとします。

- ① 出品した商品に明らかな欠陥(腐敗、量目不足、粗悪品等)があった場合
- ② 事故・クレームが発生した場合
- ③ 虚偽表示をした場合
- ④ 陳列に関し、秩序やルールを守らない場合
- ⑤ 販売残品に関し、適切な処理をしない場合
- (2) 契約の抹消

次に該当する場合、出品者との契約を抹消できることとします。

- ① 前項にあたる行為を繰り返し行った場合
- ② 信用を無くすような行為を行った場合

※出品者は、出品停止・契約抹消を受けたときは、延滞なく商品を撤収することとします。この場合、出品者は、運営予定者に対し損害賠償、その他の請求を行うことができません。

●出品者募集要項の承認について

出品者申込書の提出をもって、出品募集要項に記載された全項を承認されたものといたします。

●紛争が生じたときの対応

弊社と出品者、お客様、その他関係者との間で解決されない事項が発生した場合は、裁判所に裁 定を委ねます。

●個人情報の取り扱いについて

申込書に記載した情報は適切に管理し、出品申請者から同意いただいている場合や法令に基づき 開示請求された場合など正当な理由がある場合を除き、出品申請者の個人情報を第三者に提供・ 開示いたしません。

お問い合わせ

★★ (株) まちづくり井手

住所:京都府綴喜郡井手町井手東高月8番地

TEL : 0774 (82) 5600

FAX : 0774 (82) 5601

Email: info@teoterasuide.jp